

これまでの 社会保険未加入対策の取組

背景(建設業における課題)

社会保険未加入企業が多く存在し、

- いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっている
- 適正に保険に加入し、法定福利費を負担している事業者が競争上不利になる

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 **を実現する必要がある**

これまでの主な取組

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- **社会保険未加入対策推進協議会の設置** (H24.5～)
 - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)で構成
- ・**実施後5年(H29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すことを目標として共有**
- ・目標の達成に向け、それぞれの立場で社会保険未加入対策を推進することを申し合わせ

2. 行政によるチェック・指導

- **経営事項審査における減点幅の拡大** (H24.7～)
 - ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大
- **許可更新時等の確認・指導** (H24.11～)
 - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・指導に従わず未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 公共工事における対策の実施

- **国土交通省直轄工事における対策の実施** (H26.8～段階的に実施)
 - ・二次以下の下請企業についても加入企業に限定(H29.4～)
 - ・二次以下の下請未加入企業についても元請にペナルティを実施(H29.10～)
- **地方公共団体発注の工事における対策の実施**
 - ・未加入業者の排除を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請(H28.6)

4. 社会保険加入に係る建設企業の取組指針の制定・浸透

- **下請指導ガイドライン(課長通知)の制定** (H24.11～)
 - ・元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・遅くとも平成29年度以降は、
 - ①未加入企業を下請企業に選定しない
 - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

5. 法定福利費の確保

- **直轄工事の予定価格への反映** (H24.4～)
 - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- **法定福利費を内訳明示した見積書の活用**
 - ・各専門工事業団体毎に法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成し、下請企業から元請企業への提出を開始(H25.9～)
 - ・建設業許可部局の立入検査による見積書の活用徹底(H28.6～)
 - ・小規模業者を対象とした研修会の開催、簡易版の「見積書の作成手順」の作成等により、見積書に関する周知・啓発

6. 相談体制の充実

- **相談体制の充実**
 - ・各都道府県単位での相談窓口の設置や個別相談会の開催等、全国社会保険労務士会連合会との連携を強化(H28.7～)

I. 中建審提言 (H24.3月 抜粋)

「今後は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。このため、必要な推進体制を速やかに構築し、それぞれの立場からの取組を着実に進めるべきである。」

II. 社会保険未加入対策推進協議会

1 全国協議会

社会保険未加入対策を行政、建設業団体、関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するため、行政、建設業団体、関係団体により、「社会保険未加入対策推進協議会」を設置し、情報共有や意見交換などを行っている。

(1) 参加団体等

学識経験者、建設業団体・発注者団体・労働者団体

厚生労働省・日本年金機構(社会保険担当部局)、国土交通省(建設業担当部局)

(2) 開催状況

第1回: H24年 5月29日	社会保険未加入対策の推進の申し合わせ、社会保険加入促進計画の作成依頼 など
第2回: H24年10月31日	社会保険加入促進計画の公表、法定福利費の標準見積もりの取りまとめ など
第3回: H25年 9月26日	社会保険加入促進計画のフォローアップ調査、標準見積書の一斉活用申し合わせ など
第4回: H27年 1月19日	社会保険未加入対策に関連する各種調査、法定福利費確保に向けた申し合わせ など
第5回: H27年12月18日	社会保険未加入対策に関連する各種調査、未加入対策の強化に向けた申し合わせ など
第6回: H28年 5月20日	目標年次である平成29年度に向けた社会保険未加入対策の取組方針 など
第7回: H28年12月21日	加入徹底の確認や目標年次到来以降の継続実施の必要性の共有 など

2 地方協議会

各地方ブロックにおいても、地方整備局が事務局となって、地域の実情に応じた加入徹底をきめ細かく行う観点から、地方協議会を設置し、情報共有や意見交換などを行っている。

III. 加入促進計画の策定・実施

- 協議会に参加している各建設業団体は、それぞれの立場から社会保険加入を計画的に進めるため、計画期間を5年間とする「社会保険加入促進計画」を策定し、毎年フォローアップを行うこととしている。

【平成26年8月からの対策】

- ・ 工事を実施する元請業者・一次下請業者（下請契約3千万円以上）を社会保険等加入業者に限定
- ・ 未加入の一次下請業者（下請契約3千万円以上）と契約した場合、特別な事情がなければ、受注者（元請業者）に対し、当該下請金額の10%の制裁金の徴収、指名停止及び工事成績評定の減点を実施
- ・ 二次下請以下の未加入業者は、建設業許可部局へ通報（下請契約3千万円以上）

【平成27年8月からの対策】

- ・ 一次下請を社会保険等加入業者に限定する対策について、下請契約3千万円未満の工事においても試行

これらの取組に加えて、

●平成29年4月からの対策強化

- ① 二次下請以下についても、社会保険等加入業者に限定することを実施し、受注者（元請業者）に対し、30日の猶予期間内※での加入指導を求める（加入指導の事実が確認された場合、猶予期間の延長可）。

※猶予期間・・・社会保険等未加入業者である下請業者が直ちに工事の施工から排除されることのないよう、当該未加入業者に対して加入を促す期間

【平成29年10月から適用】

- ② ①の期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、受注者（元請業者）に対し、制裁金（当該下請金額の5%）、指名停止及び工事成績評定の減点を実施。

社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの概要

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定
- 同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(平成28年7月28日改訂)

元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

○下請企業について保険加入の確認・指導等

- ・ 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導する
- ・ 再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば指導する
- ・ 遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- ・ 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- ・ 遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

○法定福利費の適正な確保

- ・ 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- ・ 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

下請企業の役割と責任

従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要

○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・ 労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行う
- ・ 労務関係経費の削減を意図して、雇用者を個人事業主として請負契約を結ぶことは、偽装請負として労働関係法令に抵触するおそれ

○元請企業が行う指導等への協力

- ・ 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

○法定福利費の適正な確保

- ・ 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

ガイドラインの取扱いについて

(「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等について」(平成28年7月28日付国土建第429号)より)

適切な保険への加入が確認できない作業員の扱いについて

- 「下請指導ガイドライン」では、「遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである」としている
- 特段の理由とは、工事の円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合を除き、以下のような場合に限定すべきである
 - ① 当該作業員が現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金保険に未加入の場合(雇用保険に未加入の場合はこれに該当しない)
 - ② 例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合
 - ③ 当該作業員について社会保険への加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合
- なお、仮に特段の理由により入場を認めた場合であっても、あくまで特例的な対応であり、引き続き加入指導は行うべきである
 - ※ 上記「特段の理由」により現場入場が認められる場合は、「下請指導ガイドライン」上の扱いに限ったものであり、当然ながら法令上の加入義務が無くなるものではない

雇用と請負の明確化について

- 現場に入場する各作業員が就労形態に応じて入るべき保険を明確化するため、以下の方針を徹底することとする
 - ・ 元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が、雇用されている労働者か、企業と請負関係にある者か疑義がある場合は、作成した下請企業に確認を求めるなど、適切な保険に加入していることを確認すること
 - ・ 下請企業は、労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分したうえで、労働者である社員については保険加入を適切に行うとともに、請負関係にある者については、再下請負通知書を適切に作成すること

○下請指導ガイドラインに関する問合せ等の増加を受けて、同ガイドラインに基づく「現場入場」等に関するQ&A等を作成し、周知を図っている。

- ・ ガイドラインにおける現場入場の取扱いについてQ&Aを作成し、法令上加入義務のある保険が企業の形態等により異なることなどを業界団体等を通して周知した。(H28.12)
- ・ 平成29年度に入ったことから、ガイドラインにおける現場入場の取扱いについて、法令上加入の義務がある保険へ加入することが求められることをあらためて周知した。(H29.4)

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における
現場入場の取扱いについて
～ 一問一答 ～

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)では、「遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることが確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである。」としています。
この点について、よくあるお問い合わせとそれに対する国土交通省の考えを以下でお示しします。

- Q1 どの保険に加入していればガイドラインにおける「適切な保険」に加入していることになるのか。
- A1 ガイドラインでは、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険について、関係法令において事業主に従業員を加入させる義務のあるすべての保険に加入していることを「適切な保険」に加入している状態と解します。
各保険への加入義務は事業所の形態等によって変わってきますので、別添「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」についてをご覧ください。例えば、従業員が4人以下の小規模な個人事業所等については、法令上、健康保険や厚生年金保険への加入義務はなく、従ってガイドライン上は、その従業員が協会けんぽや厚生年金保険に加入しなければならないわけではありません。
健康保険及び厚生年金保険に加入義務のない事業所の従業員は、個人で国民健康保険及び国民年金に加入することとなります。
- Q2 小規模な個人事業所だが、どの保険に加入していればよいのか。
- A2 雇用している従業員が4人以下の個人事業所については、健康保険や厚生年金保険への加入義務はありませんが、雇用保険は雇用する労働者が1人でもいれば加入義務があるため、事業主は従業員を雇用保険に加入させる必要があります。雇用する常用労働者が5人以上の個人事業所については、雇用保険のほか、健康保険や厚生年金保険への加入義務があるため、従業員がこれらの保険に加入していることがガイドライン上必要となります。
- Q3 従前から従業員が建設国保に加入しており、法人化にあたって年金事務所健康保険適用除外の手続きをしたが、建設国保に加入していることをもって現場入場を断られるか。
- A3 法人が従業員を加入させる義務のある医療保険は、協会けんぽや組合管掌健康保険ですが、過去に従業員4人以下の小規模個人事業所であった際に建設国保等の国民健康保険組合に加入しており、法人化(※)にあたって、年金事務所へ必要な手続き(健康保険被保険者適用除外申請による承認)を行っている場合は、その従業員はガイドライン上

平成29年4月3日
国土交通省土地・建設産業局
建設市場整備課

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における
現場入場等の取扱いについて

国土交通省では、平成24年11月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を施行し、平成29年度を目標年次として、建設業における社会保険の加入促進に取り組んでまいりました。ガイドラインにおいては、遅くとも平成29年度以降、適切な保険に未加入の作業員は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきこととしております。

今般、目標年次としてきた平成29年度を迎えるにあたり、ガイドラインにおける現場入場等の取扱いについてあらためて整理しますので、下記についてご了解願います。

記

(ガイドラインの記述)

「遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである。」

(記述の趣旨)

「適切な保険」については、雇用する企業の法人と個人事業主の別や規模等により加入すべき保険は異なります。ガイドラインは、法令上加入義務のある保険への加入を求めているものであり、加入義務のない保険に加入することまで求めているものではありません。
加入すべき「適切な保険」については、【資料1】「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」についてをご覧ください。

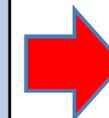
(保険の適用関係がわからない場合について)

どの保険に加入すべきかわからない場合は、個別に最寄りの年金事務所(健康保険、厚生年金保険)、ハローワーク(雇用保険)等にお問い合わせ下さい。
また、各都道府県社会保険労務士会において、無料の電話相談窓口を設置しておりますので、個別事例のご相談にご活用下さい。(【資料2】社会保険労務士に相談しやすくなりました(チラシ))

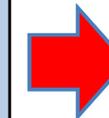
「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について

所属する事業所		就労形態	労働保険	社会保険	
事業所の形態	常用労働者の数		雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金

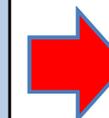
「下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の範囲



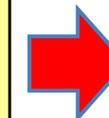
3保険



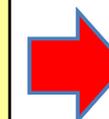
健康保険及び厚生年金保険



3保険



雇用保険
(医療保険と年金保険については個人で加入)



医療保険と年金保険については個人で加入
(但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る)※3

※1 年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※3 詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照。

□ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの

□ : 個人で加入

法定福利費セミナーの実施

課題

- 2次以下の下請企業を含めて見積書の活用を広げていくにあたり、見積書の作成方法に関する理解が不足していることが課題の一つ

セミナーの開催

- 主に下請となる企業等を対象としたセミナーを開催し、法定福利費を内訳明示した見積書の作成方法などについて解説
- セミナー後には、社会保険制度や加入手続きなどについて社会保険労務士が相談に応じる「個別相談会」も実施
- セミナーで使用した教材は、終了後にホームページ等に公表し、広く活用を図る



【セミナーの内容】

- ① 社会保険制度の概要
- ② 社会保険料の算出方法
- ③ 法定福利費を内訳明示した見積書の作成方法

【セミナーの結果】

全国10ブロックで開催
合計1000名を上回る方が受講

見積書の作成手順(簡易版)の公表

法定福利費を内訳明示した見積書を出しましょう！

法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順
(簡易版)

〈平成28年度実施「法定福利費セミナー」教材より作成〉

平成29年2月28日
国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課

目次

はじめに	「法定福利費を内訳明示した見積書」とは	P.1
作成手順	法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順	P.2
	0 見積書に記載する内訳を確認する	P.3
	1 工事ごとの労務費を算出する	P.3
	2 労務費をもとに法定福利費を算出する	P.5
	3 見積書に法定福利費を明示する	P.6
参考	1 工事ごとにかかる法定福利費の計算例	P.7
	2 よくある質問	P.8
	3 下請指導ガイドラインの関係する記述	P.8
最後に	もっと詳しい情報について	P.9



- セミナーの教材を基に、見積書の作成方法について、具体的な数値を用いながら解説

- セミナーで使用したテキストとともにホームページへ掲載し、広く活用を図る



1 建設企業向け無料相談窓口の設置

47都道府県社会保険労務士会が窓口となり、建設企業の皆様から社会保険加入等に関する相談を受け付け、社会保険労務士が電話相談に応じます。

【ご利用方法】

- ①所在地の都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい。
- ②都道府県社会保険労務士会が選任した社会保険労務士から折り返しのご連絡の中で、ご相談に対応いたします。（※原則、コールバックで対応。訪問対応に係る費用については、個別にご相談下さい。）

2 安全大会等における講演、個別相談会の実施

建設事業者等で開催している安全大会、安全衛生大会、総会等において、都道府県社会保険労務士会が選任する社会保険労務士が、社会保険加入等に関する講演及び個別相談会に対応します。

【ご利用方法】

- ①所在地の都道府県社会保険労務士会にご連絡下さい。
- ②依頼内容に応じ、都道府県社会保険労務士会にて社会保険労務士を選任・派遣します。
- ③社会保険労務士が、1) 社会保険未加入対策等に関する講演、2) 大会等プログラム中又は終了後等に社会保険の加入等に関する個別相談会の実施、に対応します。（※費用については個別にご相談下さい。）

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」
や現場入場に関する相談、問合せ

⇒ **建設業フォローアップ相談ダイヤル**

※平成29年4月17日に再周知

請負契約上の法令違反など、建設業法違反に関する通報窓口

⇒ **駆け込みホットライン**

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただいていたところ です。

この度、目標年次を迎えた「建設業における社会保険未加入対策」についても、相談を受け付けますので是非ご利用ください。



TEL.  **0570-004976**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

駆け込みホットライン

— 建設業法違反通報窓口 —

- ◆「駆け込みホットライン」に電話をすると、各地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。
- ◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

なくそう違反、あったら通報！！

全国共通
TEL.  **0570-018-240**
(イ ハン) (ツウ ホウ)

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 / 10:00～12:00 13:30～17:00